

文部科学大臣
松本 洋平 様

高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))骨子に対する意見

次代を担う子供たちを誰一人取り残すことなく健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資源である我が国においては、教育の充実は未来への投資でもある。都道府県教育委員会では、これまでも域内の市区町村教育委員会等とも連携して、公教育の充実に取り組んできた。未来の日本を支える人材の育成は、我が国の社会の真ん中に据えるべき最重要施策の一つであり、中でも、ほとんどの生徒が高等学校に進学する現状において、高校教育の機会均等や生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現は重要である。

都道府県教育委員会は、国が予定している令和8年度からの高等学校等就学支援金制度の拡充により、域内の高校教育の普及と機会均等を図り地域のそれぞれの人材を育成するという役割を担ってきた公立高校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の衰退や、公立高校離れに繋がることを非常に憂慮している。また、このことに対して、今後、公立高校への抜本的な支援拡充は、国の責任と財源により可及的速やかに取り組むべき施策であると考えている。

このような認識のもと、文部科学省から示された高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））の骨子に対し、下記のとおり意見する。

記

1 新時代を担う人材を育成するための公立高校の特色化・魅力化への支援の拡充を含む多様な人材育成の実現

- (1) 普通科をはじめ全ての公立高校について、特色化・魅力化の必要性をグランドデザインに位置づけるとともに、その特色・魅力を最大限発揮できるように、個々の生徒の学習ニーズへの対応等に向けた教育課程の刷新やデジタル技術の活用など、柔軟な学校改革が可能となるよう支援すること。
- (2) 我が国社会・経済の発展を支える理系人材等を育成するため、専門高校だけでなく広く公立高校における地域・産業界・大学等との連携等に向けた教育課程編成の柔軟化及び施設・設備整備等を含めた教育環境の整備・充実や、国際的な資質・能力を有するグローバル人材の育成のための支援の拡充を行うこと。

- (3) 教員加配の柔軟な運用や新たな加配枠の設置などにより、多様な学習ニーズに対応した学びの充実や指導運営体制の整備に係る支援を行うとともに、生徒の学びをサポートするため、支援員の配置等を拡充し、各都道府県の実情に合わせた高校教育改革を推進できるよう支援すること。
- (4) 過疎・中山間地域の学校や小規模校などにおける生徒の学びを保障するため、教職員体制の一層の充実のほか、学校間連携及び遠隔授業の推進や、通学支援及び寮の整備など地理的アクセス確保に係る支援を充実するとともに、支援にあたっては、各都道府県のこれまでの取組を踏まえ、実情に応じた柔軟な支援を行うこと。
- (5) 教育の質を確保するため、学科やコースの改編等を含め、公立高校の再編整備に対する支援を充実すること。

2 「高等学校教育改革実行計画」(以下「計画」という。) の策定及び都道府県の基金の設置等について

- (1) 都道府県の計画策定にあたっては、過度な条件を設けず、既存の計画を活用することも含め、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能なものとすること。
- (2) 計画策定について、知事等の首長や関係部局、地域の関係者や産業界と十分に連携・協働することとされているほか、計画に私立高校の取組を記載することも可能とされるなど、計画の調整には相応の期間を要すると見込まれることから、調整に必要な期間を考慮したスケジュールとすること。
- (3) 各都道府県が地域の実情や特性に応じて実効的な計画を効率的に策定できるよう、参酌できる計画骨子例提示による負担軽減等の配慮すること。
- (4) 都道府県の基金に関する交付申請にあたっては、制度の詳細を早期に示すとともに、検討する期間を十分に確保できるよう、国の令和7年度補正予算を令和8年度へ繰越した上で都道府県に配分するなど、柔軟な運用とすること。
- (5) 都道府県立高校の改革を先導する拠点（以下「拠点校」という。）の希望に加えて、市立高校等が拠点校希望の意向を示した場合、都道府県ごとの申請校数を制限することなく、国が、内容などを審査し、拠点校を決定すること。

- (6) 拠点校については、「理数系人材育成支援」などの類型ごとに国が校数を一律に限定するのではなく、複数の拠点校や連携校、協力校の設定など、地域の実情に応じて各都道府県が検討できる仕組みとともに、拠点校にふさわしい施設・設備の整備期間を確保するため、基金による支援期間を十分確保すること。
- (7) 基金及び「高等学校教育改革交付金（仮称）」については、各都道府県における教育充実のための多様な施策が対象となるよう柔軟性を持った制度とともに、交付金の詳細を早期に示すこと。
- (8) 都道府県の過度な負担とならないよう、交付申請等の事務手続の簡素化等の検討を行うこと。

3 公立高校全体の充実・底上げ

今後も、域内の高校教育の普及と機会均等を図り地域のそれぞれの人材を育成するという公立高校の役割を確実に果たしていくため、一部の高校のみならず、全公立高校に対して、地域格差が生じないよう指導体制の人的充実や老朽化対策等の教育環境整備に係る財政支援の拡充など、教育の質の向上に向けた取組を強化すること。

4 国と地方の関係

国策として導入し、国費で実施していく仕組みにおいて、基金に関する支援期間以降も地方に財政負担を転嫁することがないようにするとともに、都道府県の新たな事務負担に対する地方交付税措置の拡充を図ること。

5 安定財源の確保

- (1) 国においては、都道府県等に対して、義務教育費国庫負担金のほか、教育施策を推進するために必要な様々な支援が実施されているが、高校無償化に伴い、現在実施されているそれらの支援に影響が出ないよう、国が責任をもって財源を確実に確保すること。
- (2) グランドデザインを踏まえ、各都道府県が計画を確実に遂行できるよう、令和9年度からの交付金による財政支援については、都道府県が必要とする予算規模を継続的に確保し、安定的な仕組みを構築すること。

令和7年12月23日

全国都道府県教育委員会連合会
会長 坂本 雅彦